

# 外国人雇用状況報告制度 が変わります！

～平成19年10月1日より、  
外国人雇用状況報告制度が新しくなります。～

この度雇用対策法が改正され、雇用管理の改善及び再就職の促進をより効果的に実施するため、外国人雇用状況報告制度が10月1日より新しい報告制度に変わります。

**全ての事業主**には、外国人労働者の雇い入れまたは離職の際に、当該外国人の労働者の氏名、在留資格、在留期間等を、ハローワークを通じ厚生労働大臣へ届け出ることが義務づけられます。

特別永住者を除く

10月1日の時点で既に雇用している外国人労働者については、施行後1年の間(平成20年10月1日まで)に届け出ていただきます。

例年行っていた、6月1日時点での報告書の提出は必要ありません。

報告書の提出を怠ったり、虚偽の届出を行った場合には、30万円以下の罰金が課せられます。また、10月1日より、事業主の方に対し、外国人労働者の雇用管理の改善及び再就職支援の努力義務が課されます。

報告様式・報告方法等については、今後厚生労働省令で示されます。詳細が決定次第ご案内いたしますので、10月1日からのスタートに向け、本報告制度についてのご理解とご協力をよろしくお願い致します。

外国人労働者の適正な雇用・労働条件の確保と、不法就労防止にご理解とご協力をお願いします。

